

# 交通安全だより

二本松警察署 交通課

2022年5月1日 発行

## 今月の行事

1日(日)・・・交通事故ゼロ・歩行者優先の日

5日(木)・・・自転車の日(こどもの日)

15日(日)・・・シルバー交通安全の日

交通安全話し合いの日

23日(月)・・・踏切事故防止の日



## 自転車を安全に利用しましょう！

自転車を取りまく問題を法的な面から解決するため、昭和56年5月「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」(自転車基本法)が制定され、それを記念して、毎年5月を「自転車月間」と定め、関連団体と協力して全国各地で多彩な行事を展開することで、自転車の安全利用を推進しています。自転車は、**車(くるま)の仲間**です。交通ルール・マナーを守って、自転車を安全に利用しましょう！！

福島県自転車条例が施行され、4月から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられました。また、自転車利用者は全員「ヘルメット」をかぶりましょう！



## 交差点における交通事故防止

交差点における出会い頭事故の要因として、主に「**標識見落とし**」、「**思い込み**」、「**認知ミス**」の3つが挙げられます。事故を防ぐには、一時停止をしっかりとる、道路標識を必ず確認する、しっかりと相手を認知する、優先道路でも過信しないなど、交通事故を絶対に起こさないという意識で運転しましょう。



道路交通法の一部改正が施行されます

## 高齢ドライバーの免許証更新

### 実車試験(運転技能検査)を新設

令和4年5月13日、道路交通法の一部改正が施行されます。

一定の違反歴がある75歳以上の方が対象で、**実車試験**に合格しないと免許の更新はできませんが、不合格になっても繰り返し受験することができます。

一定の違反とは、**信号無視、通行区分違反、速度超過、踏切不停止等、横断歩行者妨害等、携帯電話使用**など、16のいずれかの違反行為が、誕生の160日前の3年間に「**基準違反行為**」をしていると「**一定の違反歴あり**」になり、試験(検査)の対象となります。認知機能検査も判定分類の見直しがあり、認知症のおそれありになると医師の診断を受けることになり、認知症であると判断されれば、免許の取消し等になります。

「サポカー限定免許」が新設されますので、**安全性能が高い車で事故防止**を図りましょう。詳しくは、**運転免許センター**または**警察署**までお問い合わせください。



## 飲酒運転の根絶！

GWが始まり、外出の機会が多くなります。これに伴い飲酒の機会も増えると考えられます。「**乗るなら飲まない、飲んだら乗らない、乗る人に酒を勧めない**」を徹底しましょう！お酒を飲んだ後は、**タクシーや運転代行**を利用して飲酒運転の根絶に努めましょう。



## 実践、スマートライフ～感染を防ぎ、新たな日常を生きるために～

1 密集・密接・密室を避ける、2 安全な距離を保つ、3 こまめに手を洗う、4 室内換気と咳エチケット、5 接触確認アプリをインストール。適切な予防を行い、自分自身と周りの人を守りましょう。

